

佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱

平成 19 年 4 月 27 日告示第 113 号

改正

平成 20 年 6 月 30 日告示第 136 号

平成 21 年 7 月 28 日告示第 169 号

平成 22 年 10 月 25 日告示第 219 号

平成 28 年 3 月 25 日告示第 65 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 100 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 85 号

(趣旨)

第 1 条 市民の防災意識の向上及び災害に強いまちづくりに資することを目的として、木造住宅の耐震診断に要する費用に対して交付する佐野市木造住宅耐震診断費用補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成 17 年佐野市規則第 60 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「耐震診断」とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添第 1 の規定により行う耐震診断をいう。

2 この告示において「耐震診断士」とは、一般社団法人栃木県建築士事務所協会又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会を受講し、受講修了証の交付を受けた建築士をいう。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 階数が 2 以下の木造の住宅で居住の用に供する部分（賃貸借に係る部分を除く。）の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上であるもの
- (2) 在来軸組工法により建築された住宅
- (3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 補助対象住宅の所有者であって、当該所有者が次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）に滞納がないこと。

イ 国税及び栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の規定により課された全ての県税に滞納がない旨の誓約ができること。

(2) 補助対象住宅の居住者であって、その所有者及び当該居住者が前号ア及びイに掲げる要件の全てを満たすもの

（補助金の額等）

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は、次の表の左欄に掲げる費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、それぞれ右欄に掲げる額を限度とする。

費用	限度額
耐震診断士が行う耐震診断に要する費用	64,000円

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき1回とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震診断費用補助金交付申請書により市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは木造住宅耐震診断費用補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときは木造住宅耐震診断費用補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断費用補助金交付変更申請書に変更内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、承認するときは木造住宅耐震診断費用補助金交付変更承認通知書により、承認しないときは木造住宅耐震診断費用補助金交付変更不承認通知書により申請者に通知する。
- 3 補助対象者は、耐震診断を取りやめようとするときは、木造住宅耐震診断中止届出書により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の申請書又は前項の届出書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(耐震診断の着手)

第10条 補助対象者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に耐震診断に着手しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、耐震診断が完了したときは、速やかに、木造住宅耐震診断実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の契約書の写し
- (2) 耐震診断の報告書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用を支払ったことを証する書類又はその写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断費用補助金額確定通知書により補助対象者に通知する。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震診断費用補助金交付請求書に交付決定通知書（第9条第2項の規定により変更の承認を受けたときは、交付決定通知書及び同項の変更承認通知書）の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(書類の様式)

第14条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年4月27日告示第113号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日告示第136号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月28日告示第169号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年10月25日告示第219号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震診断等費用補助金交付要綱の規定は、この告示の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日告示第65号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震診断等費用補助金交付要綱の規定は、この告示の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、

なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日告示第 1 0 0 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱の規定は、この告示の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。